

事業承継・M&A 補助金を徹底解説！

概要から申請方法、申請のポイントまで

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず公式 HP をご確認ください。

昨今、後継者不在・事業再編などの要因により、事業承継や M&A のニーズが高まっています。

そのため、政府は「事業承継・M&A 補助金」の公募を行い、中小企業等が行う事業承継に際しての設備投資や M&A・PMI の専門家活用費用等を支援しています。

そこでこの記事では、事業承継・M&A 補助金の概要から申請方法、申請のポイントについて解説します。

事業承継・M&A 補助金 概要

事業承継・M&A 補助金は、事業承継をきっかけに新しい取り組み等を行う中小企業等および、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。

従前行っていた「事業承継・引継ぎ補助金」の内容を踏襲しており、一部の内容を変更して公募実施しています。

「事業承継・引継ぎ補助金」からの変更点

前身となる「事業承継・引継ぎ補助金」から「事業承継・M&A 補助金」への主な変更点は、以下のとおりです。

- 支援枠に「PMI 推進枠」を設けて、計 4 枠に拡充
- 「経営革新枠」の名称を「事業承継推進枠」に変更
- 補助上限額を全体的に引き上げ
- 一部要件の追加

これらの変更により、これまで以上に幅広い事業承継・M&A の取り組みに活用可能となりました。

事業承継・M&A 補助金 4つの支援枠

事業承継・M&A 補助金では、補助対象となる取り組みに応じて 4 つの支援枠を設けています。

自社の状況に適した枠を選んで申請することで、この制度をより効果的に活用できます。ここでは、各支援枠の概要を紹介します。

参考：[事業承継・M&A 補助金 チラシ](#)

掲載ページ：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

事業承継促進枠

事業承継促進枠（旧称：経営革新枠）は、5年以内に親族や従業員への承継を計画している事業者を対象とした支援枠です。

補助上限	800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合は上限を1,000万円に引き上げ
補助率	1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合は2/3
補助対象経費	設備費・産業財産権等関連経費・謝金・旅費・外注費・委託費等

専門家活用枠

専門家活用枠は、補助事業の期間に経営資源の譲渡または取得を行う事業者を対象とした支援枠です。

補助上限	買手支援類型 ● 600～800万円 ※上限800万円に加え、DD費用の申請がある場合は200万円加算 ● 2,000万円 ※100億企業要件を満たす場合
	売手支援類型 ● 600～800万円 ※上限800万円に加え、DD費用の申請がある場合は200万円加算

補助率	買手支援類型 <ul style="list-style-type: none"> ● 1/3・1/2 ● 2/3 ※100 億企業要件を満たす場合：1,000 万円以下の部分は 1/2・1,000 万円超の部分は 1/3
	売手支援類型 <ul style="list-style-type: none"> ● 1/2 ● 2/3 ※①赤字②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合 2/3
補助対象経費	謝金・旅費・外注費・委託費・システム利用料・保険料

表内の「DD」とは、「デューデリジェンス（Due Diligence）」の略で、M&A に際して主に買収対象企業の財務状況や事業の健全性、潜在的なリスクの有無などを調査することを指します。

また、専門家活用枠では今後、100 億企業要件を満たす事業者に対する補助上限額拡大を実施予定です。

100 億企業要件により、「100 億宣言」を実施した場合に補助金額や補助率の拡充対象となります。

「100 億宣言」は中小企業が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高 100 億円」という目標を掲げて、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。

宣言できる企業は、決算書上の売上高ベースで売上高 10 億円～100 億円未満の「中小企業」です。

参照：[100 億企業成長ポータル](#)

PMI 推進枠

新設の PMI 推進枠は、M&A 成立後に経営や業務、企業文化の統合（PMI：Post Merger Integration）を進める事業者を対象とした支援枠です。

補助上限	<ul style="list-style-type: none"> ● PMI 専門家活用類型：150 万円 ● 事業統合投資類型：800～1,000 万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ
------	--

補助率	<ul style="list-style-type: none"> ● PMI 専門家活用類型：1/2 ● 事業統合投資類型：1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3
補助対象経費	設備費・外注費・委託費等

廃業・再チャレンジ枠

廃業・再チャレンジ枠は、事業再編や再チャレンジを目的として、既存事業を廃業し新たな事業に取り組む事業者を対象とした支援枠です。

補助上限	150 万円 ※事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用申請する場合、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3 ※事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用申請する場合、それぞれの補助率に従う
補助対象経費	廃業支援費・在庫廃棄費・解体費・原状回復費・リースの解約費・移転移設費用（併用申請の場合のみ）

参考) 対象経費となる保険料について

専門家活用枠においてのみ、補助対象経費に保険料を含んでいます。

これは、M&A に際しての表明保証保険契約等に関する保険料を指します。

M&A の当事者間で交わされる最終合意契約に規定される表明保証条項に関して、事後にこの条項違反が判明することにより発生する損害等の補償を目的とする保険料です。

【対象となる経費】

- ・表明保証保険契約に関する保険料（引受審査料を含む）

【対象とならない経費の一部】

- ・生命保険契約に係る保険料
- ・PL 保険契約に係る保険料
- ・火災保険料、地震保険料 など

補助対象経費に表明保証保険費用を含めて申請する場合は、表明保証保険契約書および表明保証保険に関する報告書の提出が必要です。

なお、保険料については外注費や委託費、システム利用料など同様に、1件50万円未満の場合においても、原則として相見積の取得が必須となります。

参考：[専門家活用枠 11次公募 公募要領](#)

掲載ページ：[事業承継・引継ぎ補助金 公募要領等ダウンロード](#)

事業承継・M&A 補助金 申請方法

事業承継・M&A 補助金の申請は、電子申請システム「J Grants（J グランツ）」を通じて行います。

このシステムの利用にあたっては、「gBizID プライム」アカウント（ID・パスワード等）の取得が必要となります。アカウント発行まで一定期間を要しますのでご注意ください。

事業承継・M&A 補助金の申請の流れは、以下のとおりです。

1. 公募要領の確認
2. G ビズ ID プライムアカウントの取得
3. 申請に必要な資料の準備
4. 電子申請システムから提出

参考：[専門家活用枠 11次公募 公募要領](#)

掲載ページ：[事業承継・引継ぎ補助金 公募要領等ダウンロード](#)

事業承継・M&A 補助金 申請スケジュール

「専門家活用枠」のみ 11 次公募を行い、令和 7 年 6 月 6 日に申請受付を終了しました。

続く 12 次公募や他の支援枠の公募については実施を予定しているものの、令和 7 年 6 月 25 日時点では詳細未公表となっています。

事業承継・M&A 補助金 採択結果

公表している採択結果のうち、直近の情報は専門家活用枠の 10 次公募となります。ほかの支援枠の実施はなく、専門家活用枠のみの実施でした。

公募期間：令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日	
申請数	518 件
採択数	321 件（うち、専門家活用枠 318 件、廃業・再チャレンジ枠（併用） 3 件）
採択率	約 62.0%

また、9 次公募では全支援枠の公募を実施しており、以下のような結果となりました。

公募期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	
申請数	853 件
採択数	522 件
採択率	約 61.2%

内訳は、以下のとおりです。

- 経営革新枠：申請 388 件・採択 233 件（採択率：約 60.1%）
- 専門家活用枠：申請 440 件・採択 275 件（採択率：約 62.5%）
- 廃業・再チャレンジ枠：併用申請 25 件・採択 14 件（採択率：56.0%）

過去の実績は、今後の申請戦略を立てるうえで重要な判断材料となりますので、参考にしてください。

事業承継・M&A 補助金 採択のポイント

事業承継・M&A 補助金の審査・選考は、資格要件等および事業内容等の審査を踏まえて事務局および審査委員会によって総合的に行います。

なお、加点項目を設けており、以下いずれかの事由に該当する場合は、審査において加点適用の対象となり、採択の可能性が高まります。具体的な加点事由は次のとおりです。

- (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けていること
- (2) 「経営力向上計画」の認定、「経営革新計画」の承認または「先端設備等導入計画」の認定書を受けていること
- (3) 「地域未来牽引企業」であること
- (4) 中小企業基本法等の小規模企業者であること
- (5) 「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けていること
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組みを実施していること
- (7) 「健康経営優良法人」であること
- (8) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を利用する中小企業等であること
- (9) 事業化状況報告時に、事業場内最低賃金 + 30 円以上の賃上げを実施予定であり、従業員に表明していること

ただし、加点事由を申請して採択されたにもかかわらず、加点要件未達である場合、一定期間、中小企業庁が所管する補助金の申請にあたり大幅減点となるので注意しましょう。

参考：[専門家活用枠 11 次公募 公募要領](#)

掲載ページ：[事業承継・引継ぎ補助金 公募要領等ダウンロード](#)

まとめ

この記事では、事業承継・M&A 補助金の概要から申請方法、申請のポイントについて解説しました。

事業承継・M&A 補助金は、経営資源のスムーズな引継ぎや、成長を見据えた M&A を支援する制度として、多くの中小企業にとって有効な選択肢となります。

公募スケジュールや制度内容は随時更新されるため、最新情報を確認し、自社の状況に適した準備を進めましょう。

令和 7 年 6 月 25 日 作成：株式会社 Stayway